

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年6月27日 05時30分ごろ
発生場所	北海道共和町掘株港南西方沖 岩内港東外防波堤灯台から真方位009° 1.1海里付近 （概位 北緯43° 01.0′ 東経140° 31.0′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、船外機が故障して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月16日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 不詳、船外機、不詳、1.5kW
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許の有無 不詳
負傷者	なし
損傷	船外機に故障
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、掘株港の砂浜から出航した後、同港沖で船外機を停止して漂泊中、釣り場を移動する目的で船外機を始動しようとしたところ、機関は始動したがプロペラが回らなかったため自力での航行を諦めて118番通報を行った。</p> <p>本船は、操縦者が来援した巡視船の搭載艇に移乗した後、同艇により横抱きされた状態で出航地に戻った。</p> <p>本船は、釣り具の量販店で販売されていたミニボートで、船内にオールが積み込まれていなかった。</p> <p>国土交通省海事局発行の「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、エンジントラブルに備えてオールかパドルを必ずボートに積むこととされている。</p>
分析	<p>本船は、船外機が故障した際、船内にオールが積み込まれていなかったことから、自力で航行することができなくなったものと考えられる。</p> <p>本船の船外機は、動力伝達装置（クラッチ等またはプロペラの接続金物）等が破損したことにより、故障に至った可能性があると考えられるが、操縦者から情報を得られなかったことから、故障に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	本インシデントは、本船が、船外機が故障した際、船内にオールが

	積み込まれていなかったため、発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ミニボートの操縦者は、船外機が使えなくなった時に備え、オールを装備しておくこと。</li></ul>